

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	〇公印を改刻しその使用を開始する件	一九	〇国土調査として指定した件	二〇
	〇福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する件	一九	〇土地改良法により換地計画を適当と決定した件	二〇
	〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	一九	〇道路の区域を変更する件十二件	二〇
	〇ダイオキシン類土壌汚染対策地域の区域を変更する件	二〇	〇道路の供用を開始する件四件	二〇
	〇大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	二〇	〇飼料の試験の結果の概要を公表する件	二〇
	〇大規模小売店舗の変更の届出について	二〇	〇土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二〇
			〇都市計画事業の認可の告示があった件	二〇
			福島県警察本部	二〇
			〇一般競争入札を行う件三件	二〇

告 示

福島県告示第百六十八号

公印を次のように改刻し、平成二十二年三月二十六日その使用を開始する。
平成二十二年三月十九日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号 公印の名称 印 影 公印管理者

20	10の7
印 福島県相双建設事務所長	福島県知事印(福島県相双建設事務所)
	
長 福島県相双建設事務所	長 福島県相双建設事務所

(文書法務課)

福島県告示第百六十九号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定により定めた福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(昭和三十五年福島県告示第五百九十号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

別表中「石川地方生活環境施設組合、公立小野町地方総合病院組合」を「石川地方生活環境施設組合」に、「双葉地方広域市町村圏組合、郡山地方広域市町村圏組合」を「双葉地方広域市町村圏組合」に改める。

(市町村行政課)

福島県告示第百七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県生活環境部環境保全総室一般廃棄物課、福島県中地方振興局環境部環境課及び古殿町生活福祉課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する区域

石川郡古殿町大字山上字長草二番一の一部、二番二の一部、三番一の一部及び二百二十番の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

（一般廃棄物課）

福島県告示第七十一号

ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第三十条第一項の規定により、平成十九年一月十六日に指定したダイオキシソ類土壌汚染対策地域の区域を次のとおり変更した。この区域変更に係る関係図面は、福島県生活環境部環境保全総室・大気環境課、福島県相双地方振興局県民環境部環境課及び大熊町生活環境課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 変更した年月日 平成二十二年三月九日
- 二 指定した区域

（変更前） 福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平百四十六番の一部、百四十八番の一部、百四十九番の一部、百五十二番四の一部、百六十番三の一部、百六十一番一の一部、百六十一番三の一部、百六十二番一の一部、百六十二番三、百六十三番一の一部、百六十三番三の一部、百六十四番の一部、百六十五番の一部、百六十六番の一部

（変更後） 福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平百五十二番四の一部
（水・大気環境課）

福島県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年三月十九日から同年四月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
若葉ファッションモール 福島県郡山市若葉町四十五番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

- 1 防災・防犯対策への協力

郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等（土地又は建物、その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっております。なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念

を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

- 2 騒音の発生に係る事項
営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。

- 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
- 4 廃棄物に係る事項等
分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。
- 5 街並みづくり等への配慮等
建築物の建築面積が一平方メートルを超えており、郡山市景観づくり条例に規定する大規模行為に該当するため、建築物の位置や規模、形態、意匠、色彩、素材、敷地の緑化等について郡山市大規模行為景観づくり基準に適合するよう努めるとともに、大規模行為の届出を行ってください。
- 6 その他
また、屋外広告物についても大規模行為に該当する場合には同様となります。

夜間照明による「光害」が生じないように、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年三月十九日から同年四月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ファンズ中丁店 福島県伊達郡川俣町字中丁二十四番地二
- 二 法第八条第一項の規定により川俣町から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

二年三月十九日から同年四月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 届出に係る福島市の意見

1 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。
また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、分別を徹底し、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）・事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し、適正に処理すること。

2 騒音に関する事項

店舗の改装にあたり、公害法規・条例に定めのある施設を設置する場合には、届出を行うこと。
また、住居が近接しているので、騒音には十分な配慮をするとともに苦情が発生した折には、誠意ある対応を行うこと。

特に、営業形態が二十四時間営業に変更となっているので、周辺住民には事前に十分な説明をして理解を求めるとともに、必要な対策を講じること。
なお、騒音・振動を含め、その他の公害苦情発生の際には誠意ある対応を行うこと。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百七十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市湊町大字赤井の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

福島県告示第百七十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、大沼郡会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

会津美里町

二 成果の名称

大沼郡会津美里町氷玉の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第百七十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十二年三月十九日次のとおり指定した。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行う者の名称

会津若松市

二 調査地域

会津若松市湊町大字共和の一部

三 調査期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、大信土地改良区の堂山腹田地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年三月二十三日から

同 年四月十二日まで

三 縦覧の場所

白河市役所

（二十一日間）

福島県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	伊達郡川俣町飯坂字水 境四番七六地先から 同 郡同 町飯坂字壇 松一五番一地先まで	変更前	A 一一・四〇	一、一三〇・五
		変更後	A 一一・四〇 B 一二・四〇 八八・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	須賀川市志茂字鶏渡一 七四番地先から 同 市長沼字桶田一 三番五地先まで	変更前	七・七〇	六〇九・〇
		変更後	一〇・〇〇 一七・〇〇	

(農地管理課)

福島県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長沼 喜久田線	須賀川市長沼字子ッコ 橋九〇番地先から 同 市滝字大新畑一 八番一地先まで	変更前	八・〇〇	三五・〇
		変更後	九・六〇 二四・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	東白川郡棚倉町大字八 槻字亀作一番二地先か ら 同 郡同 町大字八 槻字大宮一四二番地先 まで	変更前	七・〇〇	六六二・六
		変更後	一一・五〇 一六・八	

(道路計画課)

福島県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道棚倉 矢吹線	白河市東釜子字早稲田 一八四番地先から 同 市東釜子字本町五 一番一地先まで	変更前 変更後	七・八 一三・二 一〇・五 二一・〇	一九三・〇 一九三・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石井 大子線	東白川郡矢祭町大字茗 荷字中井田三三番一 先から 同 郡同 町大字茗 荷字茗荷六九番三地先 まで	変更前 変更後	三・八 一九・〇 九・〇 二七・〇	五五七・三 五五七・三 五五七・三

(道路計画課)

福島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道釜子 金山線	白河市東形見字道ノ入 三二番一地先から 同 市東形見字水境四 二番一六地先まで	変更前 変更後	七・五 一五・〇 九・五 四六・〇	八八〇・〇 八八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	喜多方市上三宮町吉川 字見頃二番一地先から 同 市上三宮町吉川 字長泥三七一四番三地 先まで	変更前 変更後	七・二 二二・九 一三・八 二九・〇	八五七・九 八五七・九 八五七・九

(道路計画課)

福島県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納山都 西会津線	喜多方市山都町朝倉字 柳沢国有林三三八林班 る一小班地先から	変更前	八・五〇	一、二九六・二
		変更後	四七・〇	
同 市山都町朝倉字 柳沢国有林三三八林班 そ小班地先まで	同 郡同 町奥川大 字飯根字西飯豊山国有 林三一五林班せ二小班 地先から	変更前	八・五〇	一、二九六・二
		変更後	四六・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納山都 西会津線	耶麻郡西会津町奥川大 字飯根字西飯豊山国有 林三一五林班せ二小班 地先から	変更前	三・九〇	四、〇五三・二
		変更後	五一・五	
同 郡同 町奥川大 字飯根字西飯豊山国有 林三一五林班こ小班地 先まで	同 郡同 町奥川大 字飯根字西飯豊山国有 林三一五林班こ小班地 先まで	変更前	三・九〇	四、〇五三・二
		変更後	五一・五	

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納山都 西会津線	耶麻郡西会津町奥川大 字飯根字西飯豊山国有 林三〇八林班ま小班地 先から	変更前	五・〇〇	一、九〇九・〇
		変更後	三六・〇	
同 郡同 町奥川大 字飯根字西飯豊山国有 林三一三林班ら小班地 先まで	同 郡同 町奥川大 字飯根字西飯豊山国有 林三一三林班ら小班地 先まで	変更前	五・〇〇	一、九〇九・〇
		変更後	三六・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	南相馬市原町区信田沢 字馬場田四〇番一地从 先	変更前	九・〇〇	四五二・〇
		変更後	二二三・〇	
同 市原町区信田沢 字関ノ内四四番一地从 先まで	同 市原町区信田沢 字関ノ内四四番一地从 先まで	変更前	九・〇〇	四五二・〇
		変更後	二二三・〇	

南相馬市原町区信田沢 字馬場田四〇番一地从 から	変更後	A 一四・五〇 三六・〇	四五二・〇
同 市原町区信田沢 字関ノ内四四番一地从 まで		B 二二・五〇 六一・五〇	一九〇・〇
南相馬市原町区信田沢 字上信田一三番地先か ら			
同 市原町区信田沢 字馬場田三六番一地从 まで			

(道路計画課)

福島県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道須賀川矢吹線	岩瀬郡鏡石町新町三三三番地先から 同 郡同 町諏訪町二八番三地从先まで	平成二十二年三月 一九日

(道路計画課)

福島県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道熱塩加納山都	喜多方市山都町朝倉字柳沢国有林三三八林	平成二十二年三月

西会津線	班る 小班地先から 同 市山都町朝倉字柳沢国有林三三八林 班そ小班地先まで	一九日
------	---	-----

(道路計画課)

福島県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道熱塩加納山都 西会津線	耶麻郡西会津町奥川大字飯根字西飯豊山国 有林三一五林班せ 小班地先から 同 郡同 町奥川大字飯根字西飯豊山国 有林三一五林班こ小班地先まで	平成二十二年三月 一九日

(道路計画課)

福島県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道熱塩加納山都 西会津線	耶麻郡西会津町奥川大字飯根字西飯豊山国 有林三〇八林班ま小班地先から 同 郡同 町奥川大字飯根字西飯豊山国 有林三二三林班ら小班地先まで	平成二十二年三月 一九日

(道路計画課)

公 告

公告第百十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十二年二月から同年三月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所（収去年月）	飼料の名称（飼料の種類）	製造年月	試験結果の概要（％）						備考	
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン		その他の検査
ホートク物産株式会社工場 いわき市内郷 宮町田57番地1号	ホートク物産株式会社工場 いわき市内郷 宮町田57番地1号 (平成22年2月)	プレミアムクリー ン（混合飼料）	平成22年2月	—	—	—	10.9	1.18	0.03	—	—
福島石灰株式会社 会社神保工場 田村市滝根町 神保字中広戸 115番地	福島石灰株式会社 会社神保工場 田村市滝根町 神保字中広戸 115番地 (平成22年3月)	きみかる（炭酸 カルシウム）	平成22年3月	—	—	—	—	39.91	0.00	—	—

注 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称	収去場所	飼料の名称	製造	試験結果の概要				備考

及び所在地	（収去年月）	（飼料の種類）	年月	カドミウム	鉛	水銀
ホートク物産株式会社工場 いわき市内郷 宮町田57番地1号	ホートク物産株式会社工場 いわき市内郷 宮町田57番地1号 (平成22年2月)	プレミアムクリー ン（混合飼料）	平成22年2月			
福島石灰株式会社 会社神保工場 田村市滝根町 神保字中広戸 115番地	福島石灰株式会社 会社神保工場 田村市滝根町 神保字中広戸 115番地 (平成22年3月)	きみかる（炭酸 カルシウム）	平成22年3月			

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にその内容を示す。

（農業総合センター）

公告第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区
の名称
檜葉町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 草野 廣 双葉郡檜葉町大字井出字代六九番地

（農村計画課）

公告第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告

する。

平成二十二年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
喜多方都市計画道路事業三二五・三二号西小原北町線及び三二四・一号舞台田上勝線	福島県	喜多方市松山町鳥見山字下天神六番地の三 福島県喜多方建設事務所	収用の部分 変更なし

(おがひへん興業)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第30号

反則金管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年3月19日

福島県警察本部長 松本 光弘

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 反則金管理システム機器 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
 - (4) 納入場所 福島県警察本部交通部交通指導課（福島県福島市杉妻町5番75号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年4月2日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年4月8日（木）午後1時30分 福島県警察本部本対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県警察本部公告第31号

事件対策用フレッシミリの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年3月19日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 事件対策用フレッシミリ 8台（搬入、据付け、調整等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成22年6月1日から平成27年5月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年4月2日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年4月8日（木）午後2時 福島県警察本部本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ

かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県警察本部公告第32号

子ども安全安心パトロール業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年3月19日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量

ア 子ども安全安心パトロール業務（県北地区）	一式
イ 子ども安全安心パトロール業務（県南地区）	一式
ウ 子ども安全安心パトロール業務（会津地区）	一式
エ 子ども安全安心パトロール業務（南会津地区）	一式
オ 子ども安全安心パトロール業務（浜通り地区）	一式
 - (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成22年5月10日から平成23年3月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 福島県内に事務所又は事業所を有する者であること。
 (4) 入札説明書に定める会計関係帳簿及び労働関係帳簿を整備している者であること。
 (5) この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年4月2日(金)午後5時まで次に次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 1の(1)のアに掲げるもの 平成22年4月9日(金) 午後1時 福島県警察本部本部対策室(福島市杉妻町2番16号)

イ 1の(1)のイに掲げるもの 平成22年4月9日(金) 午後1時30分 アに掲げる場所に同じ。

ウ 1の(1)のウに掲げるもの 平成22年4月9日(金) 午後2時 アに掲げる場所に同じ。

エ 1の(1)のエに掲げるもの 平成22年4月9日(金) 午後2時30分 アに掲げる場所に同じ。

オ 1の(1)のオに掲げるもの 平成22年4月9日(金) 午後3時 アに掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額の切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要件 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)